札幌市青少年山の家使用料還付等事務取扱要領

平成17年10月14日教育長決裁

(目的)

第1条 この要領は、札幌市青少年山の家条例(平成元年条例第19号。以下「条例」という。)第6条及び条例施行規則(平成元年教育委員会規則第11号。以下「規則」という。)第4条各号の規定に基づく 青少年山の家(以下「山の家」という。)使用料還付等にかかる事務について、必要な取扱いを定めることを目的とする。

(還付の額)

- 第2条 使用の承認を受けた者の責に帰することのできない災害その他規則第4条第1号に規定する事由 によって使用不能となった場合は、使用料の全額を還付する。
- 2 条例第9条第5号の規定により使用承認を取消した場合は、使用料の全額を還付する。
- 3 使用の承認を受けた者が、使用日の5日前までに使用承認の取消しまたは変更の申出があって、これについて相当の事由があると認められる場合、取消しについては使用料の全額を還付し、変更に伴う使用料に差引き不足が生じたときはその差額を納付させ、差引き剰余が生じたときはその差額を還付する。

附則

この要領は、平成17年10月14日より施行する。